

陳 情 文 書 表

(文化市民局)

受 理 番 号	1 9 8 4	受 理 年 月 日	令 和 6 年 8 月 28 日
件 名	京都四大大行事等における遊覧飛行の制限		
要 旨	<p>令和6年8月16日夜、京都のお盆の行事である五山送り火は、つつがなく行われた。コロナ自粛下の数年を経て、これは誠にありがたいことであり、五山保存会各位をはじめ関係者、また京都市の消防活動を担う方々には、深く感謝の念をお伝えしたい。</p> <p>ところが、この送り火に、おそらく昨年より遊覧ヘリコプターが飛ぶようになった。そして、今年はその機影が増えた印象である。複数のヘリコプターが発する爆音は、如意ヶ嶽から7キロメートル以上離れた上京区の西端でも、うるさく、極めて不快なものであったことに強い憤りを覚える。</p> <p>のみならず、この夜間の飛行中には、近接する3機から4機のヘリコプター同士が、接触防止のためか、しばしば強いサーチライトを発する始末であった。</p> <p>何より送り火は、京都古来のお盆の宗教的習俗である。京都市と京都市観光協会はこれをおもんばかり、間接・直接に援助をし、また、市内に向けては当夜の街灯等の消灯呼掛けを継続してきたことは、ここに記すまでもないことであろう。</p> <p>しかるに、この飛行は何であろうか。まず、危険である。しかし、これにとどまらず、この全京都の取組をあざ笑うような行為であり、そして何より刑法の規定する礼拝所不敬罪にも相当する行為であるとすら言えよう。</p> <p>については、京都市は、京都府及び国とも協力し、五山送り火をはじめ、葵祭、祇園祭、時代祭の四大大行事は言うに及ばず、京都の宗教的行事並びに習俗の平穏と、京都市民の安全な暮らしを守るため、空域の使用制限のためのあらゆる働き掛け及び法的措置を最大限に講じ、必要とあれば本市の新たな条例を制定することを願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	文教はぐくみ委員会		